## 平和憲法・9 条をまもる 岩手の会 ニュース<sub>No.102</sub>

2014.4.5

発行:平和憲法・9条をまもる

\_\_\_岩手の会 事務局会議

連絡先 県生協連・県消団連

TEL019-684-2225 FAX019-684-2227

# 押し戻さる『安倍『教育再生』講演会

### ~教育の地方自治を支える機関として教育委員会の再構築を

2月22日(日)、憲法にもとづく教育をすすめる岩手の会が主催し、 安倍「教育再生」を止めさせる講演会が盛岡市プラザおでってで開催され、各地から駆けつけた約70名の参加者でいっぱいになりました。

名古屋大学大学院教授・元愛知県犬山市教育委員の中嶋哲彦さんが 「安倍流教育再生を押し返し、学びと育ちを取り戻そう」と題して講演しました。



中嶋さんは、自民党憲法改正草案と日本国憲法の教育を受ける権利を定めた第26条について、「日本国憲法第26条1項は『その能力に応じて等しく教育を受ける権利』の保障(能力の発達段階や状況に応じて、その能力を発達させるのに必要な教育を保障する)を定めている。2項は子どもに『普通教育を受けさせる義務』(親が子どもに普通教育を受けさせられるように、国や地方公共団体が責任を持つことを前提とした「義務」)を定めている。自民党草案では、これに3項『国は、教育が国の未来を切り拓く上で欠くことのできないものであることに鑑み、教育環境の整備に努めなければならない』を追加している。これを付け加えた途端、第26条は国策遂行手段としての教育を定めた条項だと主張する根拠が憲法の中に埋め込まれてしまう。教育勅語と変わらないものだ」と述べました。



また、教育委員会を実質的に廃止し首長が任命する教育長を地方教育行政の 実務担当者とする「首長ー教育長制」と言うべき新しい地方教育行政制度に対 し、「現行制度では公立学校の管理運営に責任を持つ機関は教育委員会であり、 首長の権限は予算執行などに限定されている。首長が深く関与すると教育の政 治的中立性が侵害されやすいという理由からだ。提言の新制度では、首長が執 行機関とされ教育に関する大綱的な方針を策定する。教育委員会は意見を伝え

ることはできるが、教育行政に生かされる保証はない」と問題点を指摘し、「教育委員会を廃止するのではなく、教育の地方自治を支える行政機関として再構築する道を選ぶべきではないか」と述べました。

## 映画「ひまわり~沖縄は忘れないあの日の空を~」盛岡で1,138人が鑑賞

9条をまもる岩手の会が事務局となり、実行委員会形式で進めた映画「ひまわり」の盛岡上映会は2月22日~3月7日の2週間、盛岡フォーラムで上映があり、1,138人が鑑賞しました。

鑑賞時には、すすり泣きが聞こえたり、事務局にも「よかった。感動した」、学生の声として「沖縄でこんなことが起こっているなんて知らなかった」という感想も届いています。 今後は全県上映にむけて取り組みます。「ぜひ我が地域でも上映したい」という組織は事務局までご相談ください。



今月の署名行動 電になりました。4月から街宣署名行動を再開します。 9日(水)12:00~12:30 今年初の行動です。是非ご参加くださり!

## THE OF SET ON INTERIOR

#### ~北上「九条の会」結成9周年学習講演会

2月23日(日)、北上「九条の会」は結成9周年記念学習講演会を開催しました。川島茂裕世話人代表が「世界から孤立する安倍改憲政権と集団的自衛権論」と題して講演を行いました。

川島氏は、「国家安全保障基本法」について、「海外派兵など軍事力の役割を際限なく増加させ、あらゆる施策において『安全保障が最優先』、国民と地方自治体が国の防衛政策に完全に組み込まれていく。この法律を頂点に違憲の法律が次々に作られ、軍事力を国家の中心にすえた新たな法体系が作られていく」と指摘しました。「『防衛産業の保護育成』や『武器輸出三原則の否定』などにむけた法案が成立すれば、憲法九条が意味のない規定となり平和主義を放棄することになる。世界からの信用を失うばかりか、緊張を加速的に高めてしまう」と警告しました。

さらに、川島氏は、国連憲章の視点から集団的自衛権の歴史と視点を紹介。安倍内閣による政治的願望に引きずられた詭弁でしかないことを指摘し、一連の行為が実はよって立っている「アメリカ」「保守系支持者」「天皇・皇室」からも厳しい視線を突きつけられていることを紹介しました。「戦後レジームを壊す」の言葉のもと、第二次大戦の結果をひっくり返し始め「東アジアから孤立」どころじゃない状態を生み出している状況を批判した後、世界では戦争や対立を乗り越える動きがあることをイランを例にして紹介。経済では中国など近隣諸国と切っても切れない関係であり、九条をまもることが結果として「経済が豊かになり、生活が安定する」状況を生み出すことを述べました。

今後北上では、「戦争する国」を許すなという思いで、「憲法改悪阻止北上連絡会」が主催し、4月6日(日)13時半~、詩歌の森公園にて、「まだまだ間に合う!『特定秘密保護法』の廃止を求める北上市民集会&デモ」を行います。さまざまな地域から反対の声をあげ、この悪法を廃止・撤廃させましょう。(写真は毎月9の日朝宣伝活動の様子)



(T)

### **⑤ဴ = 安部政権をはじめとする「日本国憲法改悪論」を許してはならない!**

「日本国憲法改悪論」の先頭を走る安倍政権は「集団的自衛権行使の容認」のための「解釈の変更」を政治 日程にのせようとするところまで来ています。

これらは申すまでも無く日本国憲法(以下、「憲法」という)の原理に反するものであり、許されるものではありません。ここで「憲法」の改正について改めて確認する必要があります。それは「憲法」前文の「われらは、これ(人類普遍の原理)に反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する」という一文であり、これは「憲法改正の善し悪し」の物差しとなるものであります。

そして日本国民はこの原理に基づいて「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないよう」にするために「この憲法を確定」したのであり、この原理に反する「憲法改正論」はどんな形であれ、それは「改悪論」であり、「憲法改正」として許されないものであります。この憲法の確定時の日本国民の意思は 1995年の村山談話の「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。」と反省とお詫びを表明したことでも改めて確認することが出来ます。また、これにより日本国民は戦前とは違う「新しい日本、平和国家」の建設を進めている途上にあります。

「日本国憲法改悪論」は許さないという、国民的議論と運動が必要なのではないでしょうか。